



内閣府

平成25年度税制改正要望

1. 特定非営利活動の推進及び公益活動の推進…………… 1

- 認定特定非営利法人、公益社団・財団法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする

2. その他要望事項……………3

(民間資金等活用事業(PFI)関連)

- 公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設(3)
- PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設(4)

(地域活性化関連)

- 国際戦略総合特区における特例措置の拡充(5)
- 地域活性化総合特区における特例措置の拡充(7)
- 地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加(9)
- ふるさと投資(地域活性化小口投資)促進税制(11)

(特定非営利活動(NPO)関連及び公益法人関連)

- 認定特定非営利活動法人、公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化(13)
- 公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大(15)
- 特定収入に係る消費税制上の所要の措置(17)

(子ども・子育て支援関連)

- 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置(19)

内閣府副大臣 前川 清成

1. 特定非営利活動の促進及び公益活動の促進

○認定特定非営利活動法人、公益社団・財団法人への寄附金額が2,000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする

要望の背景・必要性

- 「新しい公共」によって人々が支え合う社会の実現のためには、その担い手となる特定非営利活動法人及び公益社団・財団法人の活発な活動が今後も必要であるが、特定非営利活動法人及び公益社団・財団法人は財政基盤に不安を抱えている法人も多く、今まで以上に寄附を集めやすくするための仕組みが必要である。
- 平成23年度税制改正により寄附税制が拡充され、寄附金額から2,000円を控除した額について、所得税と住民税と合わせて最大五割を税額控除できる仕組みとなっている。
しかし、現行制度では寄附の大宗を占める少額の寄附に対する控除額が小さくなり、草の根の寄附を増やすための平成23年度税制改正が十分に活かされない。

要望の概要

寄附金額が2,000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額算出に当たって控除する2,000円を廃止し、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする。

期待される効果

- 少額寄附に対する寄附税制の効果を高めることで、より多くの市民の方に寄附という形で「新しい公共」の担い手として参加することが期待される。
- 認定取得のメリットが高まることで、新認定制度が積極的に活用され、安定した財政基盤等に基づいた自立的・持続的な活動が促進される。

認定特定非営利活動法人等に対する2,000円以上の寄附について、寄附金額の全額を控除対象に拡充

要望の背景

- 特定非営利活動法人等の財政基盤が弱いことから、認定の取得等を通じて当該法人の資金調達に係る環境を改善する必要がある。
- 現行制度では、寄附をしている人の寄附金額の中央値である3,000円を寄附した場合、2,000円が寄附金額から控除されるため、税額控除の額は500円（寄附金額の16.7%）にとどまる。
- 寄附者にとって、寄附税制の効果が薄いことで、認定特定非営利活動法人等へ寄附するインセンティブが弱まっている可能性があり、法人にとっても認定取得等のメリットを弱めている。

要望の概要

- 寄附金額が2,000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を控除対象額とする。
※その際、2,000円以下の少額寄附まで寄附金控除の対象とした場合、税務執行が煩雑となるため、適用下限額（2,000円）の撤廃は要望しない。

現行制度

（寄附額の合計 - 下限額（2,000円）） × 50%（※）

（例）寄附金額が 3,000円の場合

税額控除額 $(3,000円 - 2,000円) \times 50\% = 500円$

改正案

寄附額の合計 × 50%（※）

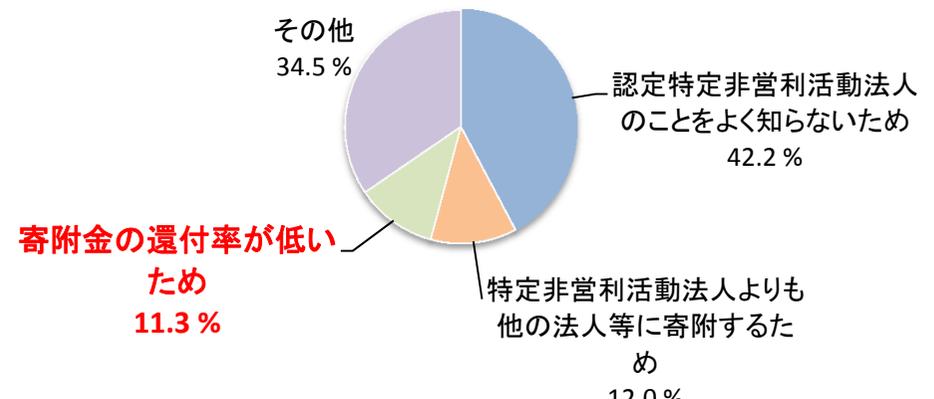
※2,000円以上の寄附をした場合のみ適用

（例）寄附金額が 3,000円の場合

税額控除額 $3,000円 \times 50\% = 1,500円$ 寄附金額の
50%

（※）都道府県、市区町村において、特定非営利活動法人等が条例で指定されているケース

認定特定非営利活動法人に対して寄附したいと思わない理由



出典：平成23年度特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査

2. その他要望事項

2. その他要望事項(民間資金等活用事業(PFI)の推進)

○公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設

要望の背景・必要性

○平成23年PFI法の改正

- ・ 公共施設等運営権(公共施設等の管理者等の設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等(利用料金を徴収するものに限る。))について、運営等(運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。)を行い、利用料金を自らの収入として收受する権利)の創設
- ・ 公共施設等運営権は、物権とみなされ、抵当権を設定することも可能
 - ※ 運営権は、内閣府に設置される公共施設等運営権登録簿へ登録
 - ⇒ 公共施設等運営権の登録等に当たっては、登録免許税が課税される。

要望の概要

○公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置を要望する。

期待される効果

○公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税を軽減することにより、民間事業者が安定した公共施設の運営等を行うことが可能となり、公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。

2. その他要望事項（民間資金等活用事業(PFI)の推進)

○PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設

要望の背景・必要性

- 公共施設の維持管理において大規模修繕のニーズが高まる
(従来は大規模修繕はPFI事業者ではなく公共が負担するのが一般的)
- 大規模修繕が必要な公共施設等においては、大規模修繕に備え、修繕費用を一定期間にわたり積み立てを行う必要
- 大規模修繕に係る準備金の損金算入が認められない

要望の概要

○民間事業者が公共施設の大規模修繕に円滑に対応できるよう、大規模修繕が行われる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設ける。

期待される効果

○大規模修繕が必要となる公共施設等について、準備金の損金算入を可能とすることにより、PFI事業の安定的な運営と、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図ることが可能となる。これにより、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。

2. その他要望事項（地域活性化の推進）

○ 国際戦略総合特区における特例措置の拡充（法人税）

要望の背景・必要性

- 国際戦略総合特区は、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選し、規制の特例措置等の施策を集中し、支援を行うもの。
- 我が国における研究開発は、企業がけん引しており、かつ企業が自らの負担で推進していることから、国際競争力強化のためには、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが極めて重要。
- 国際戦略総合特区では、現行でも、産業の国際競争力の強化に特に資する事業に要する建物や機械等について、特別償却等の特例措置を講じているが、その対象に、「器具・備品」は含まれていない。総合特区として指定された地域において、研究開発において重要であるが、高額で企業負担が大きい「器具・備品」の取得が想定されることから、これらの「器具・備品」について支援措置を講じる必要がある。

※総合特別区域法第10条に基づく国際戦略総合特区指定自治体からの提案を受け要望するもの。

要望の概要

国際戦略総合特区設備等投資促進税制の対象範囲について、現行の建物や機械等に加えて、国際競争力の強化に資する研究開発に使用する「器具・備品」に拡充する。

期待される効果

我が国の経済をけん引する戦略的分野に係る事業について、規制緩和と法人税に係る特別措置を中心に、財政・金融支援を組み合わせた支援を行っているが、租税特別措置の対象に高額な合成装置等の「器具・備品」を加えることにより、民間事業者等の研究開発をより一層促進することができ、イノベーションの創出、国際競争力の向上に寄与することが期待される。

国際戦略総合特区における特例措置の拡充(法人税)

現行制度

特別償却又は税額控除の対象範囲が、建物等、構築物、機械等に限定

税制改正要望の内容

現行の特別償却又は税額控除の対象範囲について、国際競争力の強化に資する研究開発に使用する「器具・備品」に拡充(分析機器、試験装置、電算機器等)



国際戦略総合特区

建物等

構築物

機械等

その他

【現行の特例措置】

- 特別償却
機械・装置:50%
建物等、構築物:25%
- 税額控除
機械・装置:15%
建物等、構築物:8%

研究開発に係る器具・備品
を対象範囲に追加

研究開発促進税制(参考)

○税額控除

製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用について8%~10%の税額控除(※)を適用

<対象となる費用>

- ①原材料費、人件費、経費
- ②委託試験研究費
- ③技術研究組合の賦課金

※中小企業は12%

※特別試験研究費は12%

2. その他要望事項（地域活性化の推進）

○ 地域活性化総合特区における特例措置の拡充（法人税）

要望の背景・必要性

- 地域活性化総合特区は、地域の知恵と工夫を最大限生かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図ることを目的としている。
- 地域活性化総合特区では、地域的、社会的な課題解決に資するソーシャルビジネス等を支援するための所得税の特例措置は設けられているが、民間事業者を直接支援する法人税の特例措置は講じられていない。
- 総合特区として指定された地域においては、再生可能エネルギーに係る事業を集積させ、エネルギーの自給を目指す取組みなど、民間事業者が地域の特色を生かした企業集積を図るものが提案されているが、初期投資の負担が大きいことから、これらの取組みを一層推進するためには、特区の目的に合致した設備投資等を行う民間事業者に対する負担軽減措置が必要である。

※総合特別区域法第33条に基づく地域活性化総合特区の指定自治体からの提案を受け要望するもの。

要望の概要

地域活性化総合特区においても、国際戦略総合特区において適用されている法人税の特例措置（特別償却又は税額控除）を導入する。

期待される効果

民間企業の活力を活用することは地域の活性化にとって有効であり、本特例措置を講ずることにより、総合特区制度における他の支援策と併せ、総合特区の目標達成に資する民間投資の後押しにつながり、地域の活性化が図られる。

地域活性化総合特区(法人税)

○ 特別償却又は投資税額控除【税制改正要望】

総合特区内で当該特区の戦略に合致する事業の用に供する機械・設備、建物等を取得してその事業の用に供した場合、特別償却又は投資税額控除ができる制度を創設。

特別償却

- 上記の機械・設備等取得価額の50%（建物等は25%）を特別償却

投資税額控除

- 上記の機械・設備等の取得価額の15%（建物等は8%）を税額控除
なお、①と②のいずれか少ない金額を税額控除限度額とし、①>②の場合は、超過額を1年間繰り越して控除可能とする。
 - ① 施設・設備の取得価額の15%（建物及びその附属設備、構築物にあつては8%）
 - ② 当期の法人税額×20%

事業年度ごとの選択制

2. その他要望事項（地域活性化の推進）

○地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加

要望の背景・必要性

- 地域活性化総合特区は、地域の知恵と工夫を最大限生かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図ることを目的としている。
- 地域における地域的・社会的課題の解決のためには、公的主体のみならず、民間主体によるソーシャルビジネス等の取り組みが重要であることから、そうした事業者の資金調達の円滑化のため、出資者に対して所得控除の特例が設けられている。
- 総合特区として指定された地域からの地域の課題解決に資する事業提案等が、現行の対象事業に当てはまらないものがあるため、対象事業を追加する必要がある。

※総合特別区域法第33条に基づく地域活性化総合特区の指定自治体からの提案を受け要望するもの。

要望の概要

地域活性化総合特区の税制優遇措置(所得控除)の対象事業に以下の事業を追加する。

- 農業資源由来に限定されている再生可能エネルギー源を活用した事業の範囲を拡大し、大規模未利用地を活用した太陽光発電事業など、農業資源に由来しない再生可能エネルギー源を活用した事業
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)の施行に伴い、総合特別区域内で、虐待を受け、又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業

期待される効果

本特例措置を講ずることにより、総合特区制度における他の支援策と併せ、資金調達手段を多様化することにより、民間事業者の事業実施の円滑化につながり、地域の活性化が図られる。

地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加の概要

地域活性化総合特区（所得税）

制度スキーム【既存】

社会的課題解決に資する事業（ソーシャルビジネス等。下記参照）を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除できる制度【既存】

- ・ 総合特区で指定後3年以内の企業が対象（指定の期限：平成26年3月31日まで）。
- ・ 前年の売上高に占める営業利益が2%以下の企業が対象。

対象事業【拡充】

農業、社会福祉、観光、地球環境の保全その他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして政令で定める事業（法2条3項2号）

⇒具体的には、以下の5分野であり、これらの事業に要望のあった事業を追加するもの。

- 一 地域で生産された農林水産物の利用の促進、農林水産業の担い手の育成及び確保その他の地域における農林水産業の振興に資する事業であって内閣府令で定めるもの
- 二 地域における子育ての支援、地域住民の健康の保持増進その他の地域における社会福祉の増進又は保健医療の向上に資する事業であって内閣府令で定めるもの

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」の施行に伴い、既に措置されている配偶者、高齢者、児童に対する虐待等からの保護等の事業に加え、「障害者」に対する虐待等について「迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業」を追加

- 三 地域の観光資源を活用した観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域における観光の振興に資する事業であって内閣府令で定めるもの
- 四 資源の有効利用の促進、廃棄物の適正な処理の確保その他の地域における環境の保全及び向上に資する事業であって内閣府令で定めるもの

農業資源由来に限定されている再生可能エネルギー源を活用した事業の範囲を拡大し、「大規模未利用地を活用した太陽光発電事業など、農業資源に由来しない再生可能エネルギー源を活用した事業」を追加

- 五 前各号に掲げるもののほか、地域の特性に即した産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼす事業であって内閣府令で定めるもの

2. その他要望事項（地域活性化の推進）

○ ふるさと投資（地域活性化小口投資）に対する投資促進税制

要望の背景・必要性

- 日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)において、家計の志をいかした新たな資金の流れの形成に向け、官民連携によるふるさと投資プラットフォームを創設し、各地の伝統産業やソーシャルビジネス等の支援を対象とした投資ファンド(※)の組成の後押しをすることとされている。
※匿名組合出資を活用したスキーム。匿名組合出資に係る損益は、株式譲渡益と損益通算できず、株式に対する出資と比較して、スキームの普及のネックとなっている。
- また、「地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定、平成24年4月27日一部変更)」において、民間事業者の積極的参入が期待できない事業分野について、民間からの投資を促進するための誘導措置を講ずることとされている。
- このため、家計の志をいかした新たな資金の流れを形成し、事業の円滑な実施を通じて地域の活性化を図るため、制度の普及、民間投資の促進のための措置を講じる必要がある。

要望の概要

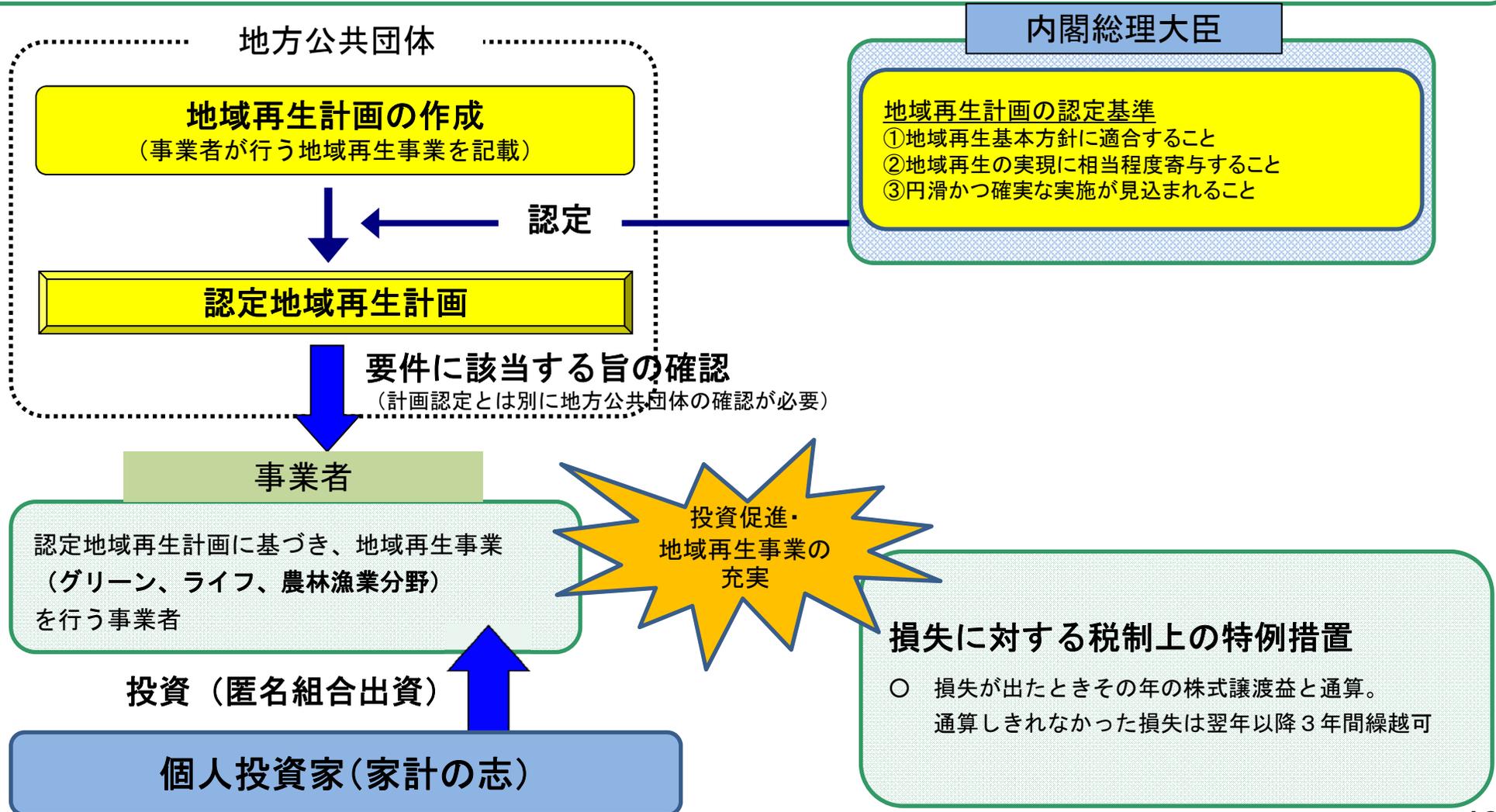
地域再生法に基づき、地方公共団体が、「日本再生戦略」に掲げるグリーン、ライフ、農林漁業分野に係る地域再生計画の認定を申請し、当該計画の認定を受けた場合において、当該地方公共団体が一定要件に該当するものとして確認を行った事業者に対する個人の投資(匿名組合出資)について、損失を他の株式譲渡益と通算できるなどの特例措置を要望する。

期待される効果

本特例措置により、地域再生に必要な事業に対する投資が促進され、より多くの民間資金を元手とした地域再生に不可欠な事業を円滑に遂行されることで、地域の活性化が図られることになる。

ふるさと投資(地域活性化小口投資)に対する投資促進税制

「日本再生戦略」に掲げる①グリーン、②ライフ、③農林漁業分野に係る地域再生事業を行う事業者に対する投資について、広く個人から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講じ、対象事業の充実を図る。



2. その他要望事項（特定非営利活動の促進及び公益活動の促進）

○認定特定非営利活動法人、公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化

要望の背景・必要性

- 「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手となる特定非営利活動法人及び公益社団・財団法人の活発な活動が今後も必要であるが、特定非営利活動法人等は財政基盤に不安を抱えている法人も多く、今まで以上に寄附を集めやすくするための制度的仕組みが必要である。
- 特定非営利活動法人及び公益社団・財団法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進することで、公益の増進を図るという目的の達成のために、寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とする必要がある。

要望の概要

寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とすること。

期待される効果

- 寄附金控除を受けようとする給与所得者について、確定申告の手続きの負担軽減による利便性の向上。
- 「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人及び公益社団・財団法人の財政基盤の強化。
- 国民一人一人の寄附を通じて特定非営利活動法人及び公益社団・財団法人の活動を支えることによって、「新しい公共」へ参加を促す。

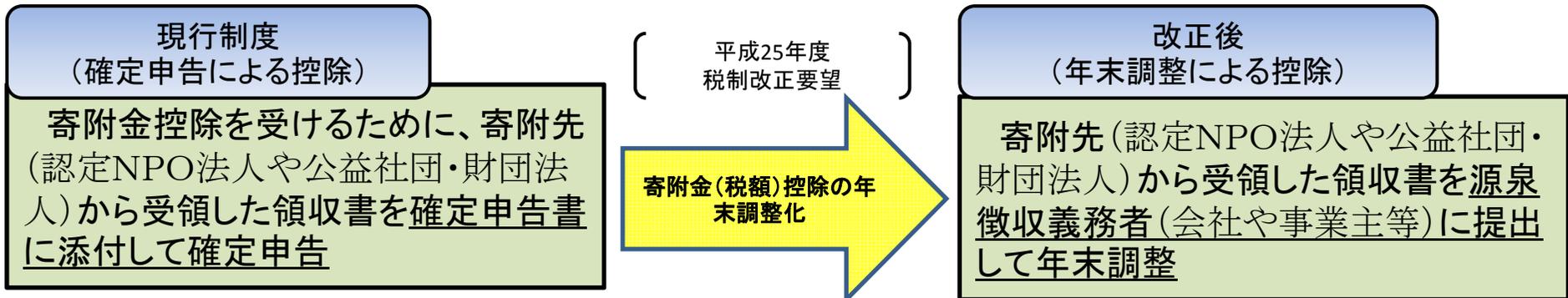
寄附金控除の年末調整対象化

要望の背景

寄附金控除の対象となる寄附を行った人のうち、寄附金控除の手続きが煩わしい若しくはわからないという理由で、寄附金控除の手続きを行っていない人が多い。当該手続きを年末調整の対象とすることで利便性が高まり、拡充された寄附税制の活用が促進されることが期待される。

これまでの議論の経緯

平成23、24年度税制改正において、内閣府、文部科学省から【寄附金控除の年末調整対象化】について税制改正要望を行った。平成24年度税制改正大綱においては次のとおり検討事項とされた。「寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から、実施可能であるかどうかの検討を行います。なお、検討に当たっては、源泉徴収義務者等の意見を十分に踏まえる必要があります。」(平成24年度税制改正大綱)



参考事項

個人が認定NPO法人や公益社団・財団法人に寄附した場合

個人が、認定NPO法人や公益社団・財団法人に対し2,000円以上の寄附をした場合、確定申告を行うことにより、所得控除又は税額控除のいずれかを選択し、控除を受けることができる。

年末調整における所得控除の種類

- 社会保険料控除
- 地震保険料控除
- 扶養控除
- 生命保険料控除
- 配偶者控除
- 基礎控除 他

2. その他要望事項（公益活動の促進）

○ 公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大(PST要件の撤廃)

要望の背景・必要性

1 「新しい公共」としての民による公益活動の推進が必要

- 東日本大震災からの復興にあたり、公益法人は専門的知見を持って活動を実施しており、また、そうした活動を市民が寄附により支援する動きも活発化している中で、市民にとって寄附を行いやすい制度の設計が求められている。

2 税額控除適用の実績及び要件を満たすことができない法人の状況

- P S T要件を満たすのは、関係企業等に支えられた大規模法人が中心となっており、最も草の根の寄附促進が期待される地域密着型の法人や小規模な法人が対象になりにくい現状。
- それらの法人も、税額控除の対象となっている法人と同様の公益活動を実施しており、税制面においても同様の支援を行うことで、そのようなきめ細かな活動を促進していく必要がある。

〔すべての公益法人は第三者委員会において、事業の公益性、組織の透明性、ガバナンス等について厳格に審査を受けているため、P S T要件を撤廃しても税の優遇措置を講ずる対象として法人の適格性に問題はない。〕

要望の概要

公益社団・財団法人への個人からの寄附金に係る税額控除制度について、P S T要件（パブリックサポートテスト）を撤廃する。

期待される効果

- すべての公益社団・財団法人への寄附金に税額控除制度が適用されることで、市民からの寄附が増加することにより、さらなる公益活動の促進につながる。
- 「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)に掲げられた、「多くの国民による参加や自発的な寄附の下で、「新しい公共」の活動を地域の中で広げていく」という目標の達成に貢献する。

(現行制度) 公益法人の寄附金税制

1. 所得控除

公益社団・財団法人に支出された個人からの寄附金について、(寄附金額※) - 2千円の額が所得控除されます。



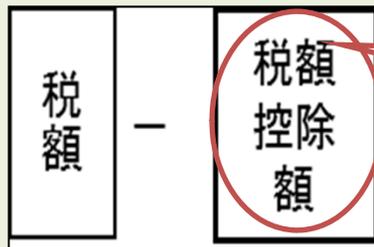
(寄附金額 - 2千円)

※所得金額の40%相当額が限度

☆所得控除を行った後に税額を掛けるため、所得 税率が高い高所得者の方が減税効果大きい。

2. 税額控除(平成23年度税制改正によって創設)

いわゆるパブリックサポートテスト(PST要件)満たしている公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金について、(寄附金額 - 2千円) × 40%の額を税額から控除し、所得控除制度との選択適用となります。



(寄付金額 - 2千円) × 40%

(注1) 寄附金額が総所得額の40%に相当する金額を超える場合は、40%に相当する額

(注2) 控除額は所得税額の25%が限度

☆税額を算出した後に、税率に関係なく、寄附金額を控除するため、小口の寄附にも減税効果大きい。

【パブリックサポートテスト(PST要件)とは】

法人の過去の実績において以下の要件のいずれかを満たすことが必要。

<要件1> 実績判定期間における、3000円以上の寄付者数が「実績判定期間年数 × 100人以上」

<要件2> 実績判定期間における「受入寄附金総額 / 総収入額が20%以上」

2. その他要望事項（公益活動の促進）

○ 特定収入に係る消費税制上の所要の措置

要望の背景・必要性

1 現行消費税制上の取扱い（寄附金収入等が増えるほど納付税額が増える。）

- 寄附金などの「特定収入」に加えて課税売上のある公益法人等においては、例えば、その全額を助成費用に充てるものとして募集した寄附金であっても、消費税の納税額の計算上は、その全体の収入に占める割合に応じて、課税仕入れに充てられたものとみなされる。
- 寄附金のような「特定収入」が充当されたとみなされた課税仕入れは、公益法人等が最終消費者の立場に立つことから、当該課税仕入れに係る消費税を公益法人等が自己負担すべきであるとされているが、寄附者の意図に反して、その一部は助成ではなく、消費税負担に充てられていることとなる。
- 一方、交付要綱により助成事業のみに充てられるものとして交付された国からの補助金等は、「特定収入」から除外され、その全額を助成事業に充てることが可能。同様の目的の資金であっても取扱いが異なり、不合理。

2 制度を取り巻く状況の変化

- 国からの補助金等と比べて現行制度から生ずる不合理は、影響金額が小さいと想定されてきたことを踏まえ、課税計算の便宜上、本来負担する必要のない消費税を公益法人等に負担させているものと考えられる。
- しかし、寄附・助成活動の活発化をはじめとした不課税取引の増加により、当該不合理の影響が大きくなりつつある状況である。

要望の概要

公益社団・財団法人が、寄附金収入等を受ける際に作成した当該収入の用途を定めた文書により、不課税仕入れに用途の限定されたものは特定収入から除外する。

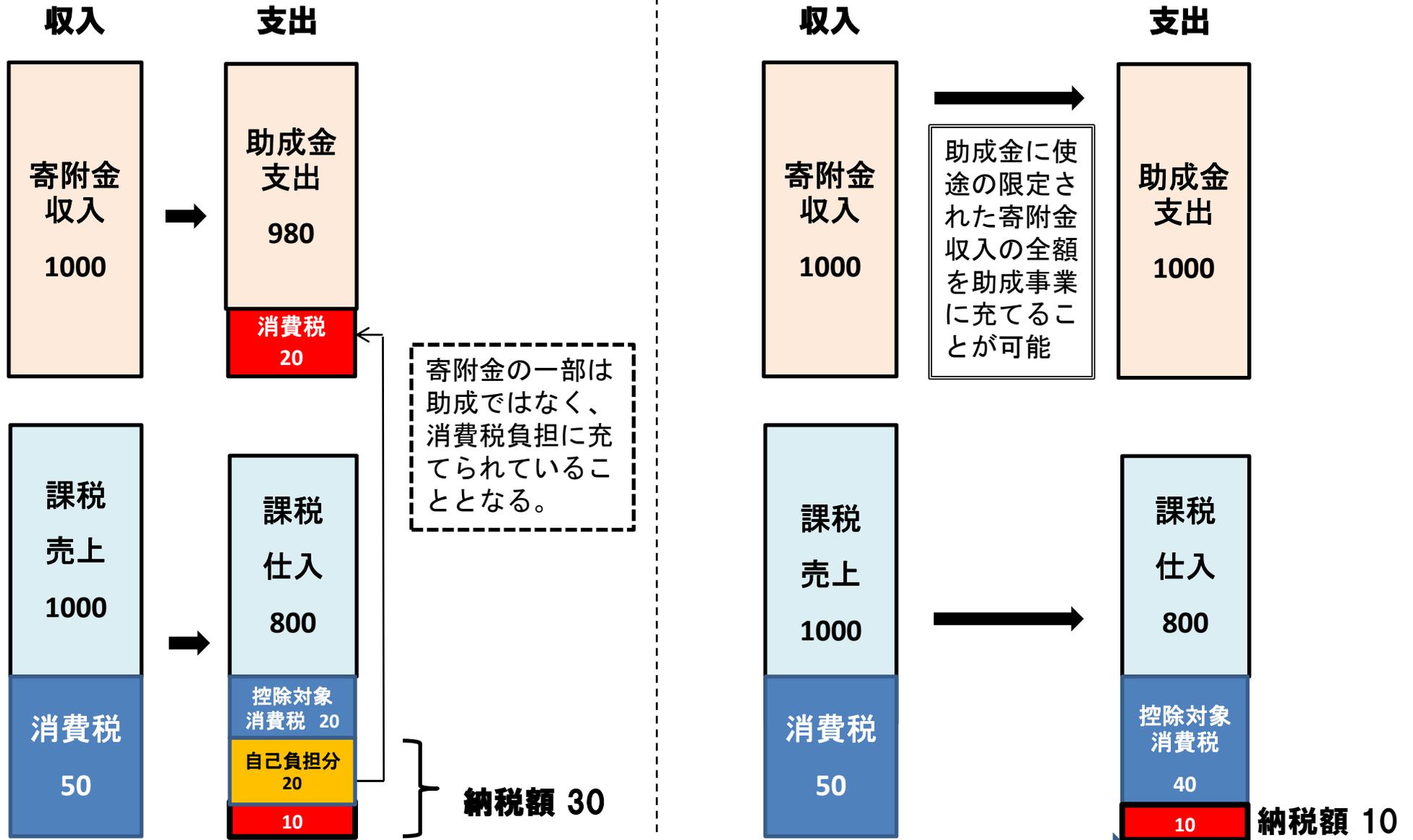
期待される効果

不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することで、公益社団・財団法人の活動環境が整備され、公益活動の活発化につながる。

(参考) 公益法人が寄附金を全額助成事業に充当しているケース

現行の消費税負担

要望実現後の消費税負担



2. その他要望事項（子ども・子育て支援の推進）

○ 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置

要望の背景・必要性

○平成22年1月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成24年3月に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成24年通常国会に提出した。

○3法案については、同年5月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の3党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。

衆議院から送付された法案について、同年8月10日に参議院に おいて可決・成立したところ。

要望の概要

幼保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

《参考》現行の幼稚園・保育所に関する税制措置の具体例

- ・公益法人等(学校法人・社会福祉法人等)が幼稚園・保育所を運営する場合は法人税が非課税
- ・保育所を利用する場合の保育料等、幼稚園の入学金、保育料等については消費税が非課税
- ・幼稚園・保育所の用に供する固定資産に係る固定資産税については原則非課税

期待される効果

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することができる。

◆ 3法の趣旨

3党合意（※）を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

※「社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）」（平成24年6月15日民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）

◆ 主なポイント

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ



○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

○地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

